

風しんの追加的対策に係る対応状況について

令和元年5月24日
鳴門市健康増進課

成人男性を対象とする風しん（第5期）の定期接種について、実施準備を進めておりましたが、システムの改修やクーポン券用紙の確保ができ、実施のめどが立ちましたのでご報告させていただきます。

○クーポン券について

発送時期：6月中に対象者に郵送予定

送付対象：昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性
2,777名

有効期間：令和2年3月31日

（抗体有りの登録や検査・予防接種の請求が無い場合は翌年度に再度送付する）

※送付対象以外の対象年齢の者（昭和37年4月2日～昭和47年4月1日生まれの男性）についても、6月下旬（クーポン券郵送時期に準じて）から申し出により健康増進課においてクーポン券を発行します。

○市民への周知について

- ・市民向けの周知として、市の公式ウェブサイトに別紙内容を掲載
- ・加えて、実際の郵送時にあわせて、公式ウェブサイトの新着情報にも定期接種の案内を掲載予定
- ・広報なるとについても、誌面の都合がつけば7月号に掲載

風しんの第5期の定期接種の対象となる抗体価基準

検査方法	抗体価（単位等）
HI 法	8 倍以下（希釈倍率）
EIA 法	6.0 未満（EIA 価）または 15 未満（国際単位（IU）/ml）
ELFA 法	25 未満（国際単位（IU）/ml）
LTI 法	15 未満（国際単位（IU）/ml）
CLEIA 法	20 未満（国際単位（IU）/ml）または 11 未満（抗体価）
FIA 法	1.5 未満（抗体価 AI）または 15 未満（国際単位（IU）/ml）

風しんの追加的対策について

風しんの予防接種は、現在、一定年齢の対象者について予防接種法に基づき公的に行われています。しかし、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性は、公的な予防接種を受ける機会がなかったため、抗体保有率が他の世代に比べて低くなっています。

そこで、昨年の風しんの発生状況から、今後の風しんの発生及びまん延を防ぐために、2022年3月31日までの3年間、当該世代の男性には、**お届けするクーポン券を利用して、まず風しんの抗体検査**を受けていただき、検査の結果、十分な量の風しんの抗体がないと判明した人は、風しんの第5期の定期接種を受けていただくことになりました。

詳しくは、[厚生労働省のホームページ](#)をご覧ください。

<対象者>

鳴門市に住民登録があり、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性

<実施期間> 2019年度から3年間

(ただし、今年度お送りするクーポン券の有効期限は、2020年3月31日までです)

<クーポン券の発行について>

2019年度は、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日に生まれた男性にクーポン券を郵送します。(2019年6月中に郵送予定)

昭和37年4月2日から昭和47年4月1日に生まれた男性には、2020年度以降にクーポン券を郵送しますが、2019年度中に風しんの抗体検査や予防接種を希望される場合は、クーポン券を発行することができますので、鳴門市健康増進課までご連絡ください。

<実施場所>

(抗体検査)・本事業に参加している全国の医療機関

・特定健診、事業所健診

(予防接種) 本事業に参加している全国の医療機関

※全国の実施場所については、[厚生労働省のホームページ](#)をご覧ください。

<受け方の流れ>

- ①風しんの抗体検査と予防接種が受けられるクーポン券が住民票のある住所に届きます。
- ②クーポン券と本人確認書類(免許証・保険証・マイナンバーカードなど)を風しん抗体検査実施機関に持参し、風しんの抗体検査を受けます。
- ③風しんの抗体検査の結果が届きます。また、医療機関に結果を受け取りに行く場合もあります。
- ④風しんの抗体検査の結果、十分な量の抗体がない(定期接種の対象となる風しん抗体価の基準を満たす)方は風しんの予防接種の対象となります。

※定期接種の対象となる風しん抗体価

- ⑤風しんの予防接種の対象者となった場合は、クーポン券と抗体検査結果通知と本人確認書類(免許証・保険証・マイナンバーカードなど)を予防接種実施医療機関に持参し、予防接種を受けます。